

平成18年11月29日

栃木県知事  
福田 富一 様

栃木県障害関係団体連絡会  
会 長 阿由葉 寛

## 障害者自立支援法の運用上の改善を求める緊急要望書

「障害者自立支援法」は、障害者の意欲と意志を大切にして、地域で暮らし経済的自立と就労を進めるという理念のもとに、本年4月から施行され、10月から全面実施されました。しかし、「安定的な財源の確保」が、新事業体系への円滑な移行や安定したサービスの提供につながらず、法の理念とはまったく外れた憂慮すべき問題が次々に明らかになっています。利用者負担、支給決定システム、サービス体系のあり方の課題等はいずれも法の骨格に関わる問題であり、抜本的な見直しの必要が求められています。

また、「三障害」以外の障害や難病等の「谷間の障害者」に関わる障害定義、所得保障、扶養義務などの根本的な課題は未解決のままです。国際水準に比べて低い障害者施策関連予算を前提にした施策であるため、障害者・家族、事業者、自治体関係者は、いずれもが萎縮した状態に追い込まれています。このような状況の下で、各自治体が障害福祉計画の検討を行っているため、非常に後ろ向きな計画をつくる自治体が出ることを懸念します。

「障害者自立支援法」は3年後の見直しが予定されていますが、それまでの間にサービス利用や生活が継続できなくなる事態が県内でも相次いで発生する恐れがあり、早急な見直しや緩和策等が求められます。法案審議中から批判的であった障害関係団体ばかりでなく、積極的に賛成した障害者団体や政党の一部からも、問題点を指摘した緊急要望等が出されています。既に独自に軽減を目的とした救済策を実施している自治体もあります。

このような背景から、下記のことについて緊急要望を提出いたします。栃木県におかれましても、独自の緩和策等を実施されるとともに、制度の円滑な運用の視点などから積極的に改善策を実施し、必要あるときは国に要望してくださることをお願い申し上げます。

### 緊急要望事項

1. 利用者負担に対して自治体独自の軽減策を行ってください。
2. 市町独自の判定項目等を加え、障害特性に対応した障害程度区分認定を行ってください。
3. 従来のサービス水準を維持した地域生活支援事業への円滑な移行を行ってください。
4. 障害福祉サービス事業に対する報酬基準や運営費の抜本的な改善を国に対して要望すると共に、円滑な移行が図れるような自治体独自の財政的支援を行ってください。
5. 障害福祉計画の策定に当たって、関係団体の意見が反映される仕組みをつくってください。

平成18年11月29日

栃木県議会議長  
阿久津 憲二 様

栃木県障害関係団体連絡会  
会 長 阿由葉 寛

## 障害者自立支援法の運用上の改善を求める緊急要望書

「障害者自立支援法」は、障害者の意欲と意志を大切にして、地域で暮らし経済的自立と就労を進めるという理念のもとに、本年4月から施行され、10月から全面実施されました。しかし、「安定的な財源の確保」が、新事業体系への円滑な移行や安定したサービスの提供につながらず、法の理念とはまったく外れた憂慮すべき問題が次々に明らかになっています。利用者負担、支給決定システム、サービス体系のあり方の課題等はいずれも法の骨格に関わる問題であり、抜本的な見直しの必要が求められています。

また、「三障害」以外の障害や難病等の「谷間の障害者」に関わる障害定義、所得保障、扶養義務などの根本的な課題は未解決のままです。国際水準に比べて低い障害者施策関連予算を前提にした施策であるため、障害者・家族、事業者、自治体関係者は、いずれもが萎縮した状態に追い込まれています。このような状況の下で、各自治体が障害福祉計画の検討を行っているため、非常に後ろ向きな計画をつくる自治体が出ることを懸念します。

「障害者自立支援法」は3年後の見直しが予定されていますが、それまでの間にサービス利用や生活が継続できなくなる事態が県内でも相次いで発生する恐れがあり、早急な見直しや緩和策等が求められます。法案審議中から批判的であった障害関係団体ばかりでなく、積極的に賛成した障害者団体や政党の一部からも、問題点を指摘した緊急要望等が出されています。既に独自に軽減を目的とした救済策を実施している自治体もあります。

このような背景から、下記のことについて緊急要望を提出いたします。栃木県におかれましても、独自の緩和策等を実施されるとともに、制度の円滑な運用の視点などから積極的に改善策を実施し、必要あるときは国に要望してくださることをお願い申し上げます。

### 緊急要望事項

1. 利用者負担に対して自治体独自の軽減策を行ってください。
2. 市町独自の判定項目等を加え、障害特性に対応した障害程度区分認定を行ってください。
3. 従来のサービス水準を維持した地域生活支援事業への円滑な移行を行ってください。
4. 障害福祉サービス事業に対する報酬基準や運営費の抜本的な改善を国に対して要望すると共に、円滑な移行が図れるような自治体独自の財政的支援を行ってください。
5. 障害福祉計画の策定に当たって、関係団体の意見が反映される仕組みをつくってください。

(別紙1)

栃木県障害関係団体連絡会は、下記の障害関係団体が、障害を持つ市民の暮らしの実態と「障害者自立支援法」の矛盾をふまえて、障害者の自立生活支援を充実させ、栃木県における障害福祉施策の発展と充実を願い、要望しています。

栃木県身体障害者団体連絡協議会  
栃木県視覚障害者福祉協会  
栃木県聴覚障害者福祉連合会  
栃木県聴覚障害者協会  
栃木県中途失聴・難聴者協会  
(財)栃木県知的障害者育成会  
(財)日本ダウン症協会栃木県支部  
さくら市障害児者育成会  
栃木県筋ジストロフィー協会  
栃木県肢体不自由児者父母の会連合会  
栃木県重症心身障害児(者)を守る会  
栃木県盲・聾・養護学校PTA連絡協議会  
栃木県オストミー協会  
(社)全国脊髄損傷者連合会栃木県支部  
栃木県頸髄損傷者連絡会  
栃木県精神障害者援護会  
(社)日本てんかん協会栃木県支部  
(社)日本自閉症協会栃木県支部  
骨形成不全友の会栃木県支部  
とちぎ脳卒中者と家族の会かけ橋  
栃木県心身障害福祉施設連絡協議会  
栃木県知的障害施設協会  
栃木県障害者福祉作業所協議会  
きょうされん栃木支部  
栃木県社会就労センター協議会  
(以上25団体)